

令和2年2月28日

保護者の皆様

社会福祉法人ふそう福祉会 たんぽぽ

新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃は、当事業所にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症の動向にはたいへんご心配のことと思います。当事業所としては国及び県からの通知をもとに、刻々と変化する状況に応じ、関係機関と連絡を取りながら適切に対応をしていきます。館内では、インフルエンザ予防と同様に、手洗いやうがいの励行等の取り組みを進めていきます。ご家庭でも感染予防にご配慮いただくとともに、感染が疑われる症状があるときには、速やかに医療機関や保健所にご相談ください。また、当事業所にもご一報いただきますようお願いいたします。

<当事業所では、以下のような基準をもとに出勤停止の判断をします。>

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)。ただし、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患等がある利用者等は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合とする。
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合。
- ③保健所が実施する新型コロナウイルスの感染を確認する検査の対象となった場合。
- ④医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。
- ⑤その他、管理者が新型コロナウイルスに感染している疑いがあると判断した場合。

新型コロナウイルス感染症の対応について

◆国民の皆さまへのメッセージ

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

○センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

○なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

<内閣官房ホームページより転載>